

平成28年9月1日

株主各位

事業譲受公告

東京都品川区大崎五丁目5番地23号  
ヒロセ電機株式会社  
代表取締役社長 石井 和徳

当社は、平成28年7月29日開催の取締役会において、平成28年10月1日を効力発生日として、当社の100%子会社であるHST株式会社の事業の全部を譲り受けることを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この事業譲受は、会社法第468条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

紀

1. 会社法第468条第3項の規定に基づき、この事業譲受けに反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第469条第1項の規定に基づき、この事業譲受けに反対で株式買取請求をされる株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

以上